

A photograph of a supermarket aisle. The ceiling is decorated with a large illustration of two cows in a grassy field. The shelves are stocked with various products, including canned goods and packaged snacks. A person is visible in the background, pushing a shopping cart. The floor is made of light-colored tiles.

消費

消費税の仕組み

はじめに

消費税は、日常の消費生活（買い物）で必ず登場する税金です。
最も身近な税金といっても良いでしょう。

ただ、消費税を何のために支払うのか？消費税はどのように課税されているのか？よくわかっていない方も多いのではないのでしょうか。

ここでは、消費税の仕組みをきちんと理解して
消費者として、正しい認識をもって、買い物をできるようになっていただくことを目的としています。

消費税の特徴

消費税は買い物などの支出に対して支払う税金で、**広く公平に課税される間接税**です。

2019年10月1日に増税され、税率は8%（軽減税率）または10%です。

間接税とは、**納税義務者（税金を納める義務がある人）と担税者（税金を負担する人）が違う税金**をいい、消費税の他には、たばこ税や酒税などがあります。これに対して直接税とは、法人税や所得税のように納税義務者と担税者が同じ税金をいいます。

買い物をしたときに自分の財布から消費税を直接支払っているのですが、直接税だと思ってしまいかもしれませんが、その支払った消費税はいったんその購入先（事業者）に預かれる形となるのです。

消費税の特徴

区分 (国税/地方税)	国税・地方税	一般的な名称の「消費税」は、 消費税（国税）と地方消費税（地方税）の合計
区分 (直接税/ 間接税)	間接税	直接税：税金を負担する人が直接納める税金 間接税：税金を負担する人とは別の人が間接的に納める税金
税率	8%または10%	8%：軽減税率（飲食料品・新聞） 10%：標準税率

消費税の目的

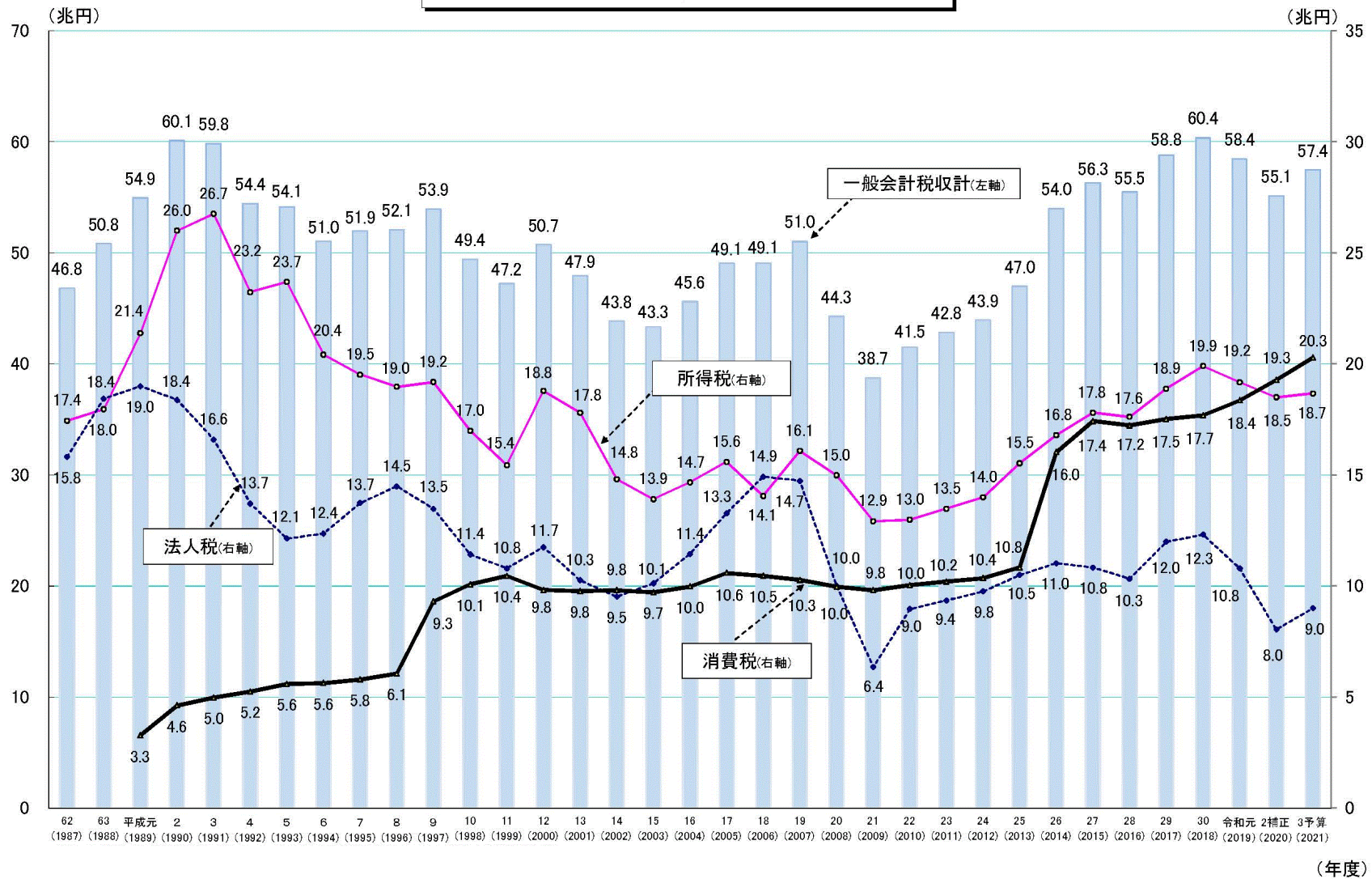
消費税が導入されたのは1989年（平成元年）で、導入の大きな目的は、今後さらに進んでいくであろう高齢化社会で増え続ける社会保障費をまかなうためです。

どんどん必要になる社会保障費のために、当初3%でスタートした消費税率は、10%にまであがりました。

消費税は今や法人税を超え、所得税に並ぶ国の大きな税収となっています。

消費税の目的

一般会計税収の推移



【出典】 税収に関する資料（一般会計税収の推移）：財務省

消費税の納税義務者と担税者

消費税は、間接税であり、**納税義務者（税金を納める義務がある人）と担税者（税金を負担する人）が違う税金**です。

納税義務者は事業者で、担税者は消費者です。消費税は事業者を間に挟んで国と地方に納められるシステムとなっています。

消費者（負担する人）と事業者（納付する人）

消費者 （負担する人）



私たちは、物やサービスなどの買い物をしたときに消費税を支払っています。直接、国や地方に支払っているわけではありませんが、**消費税を負担しているのは消費者**です。

事業者 （納付する人）



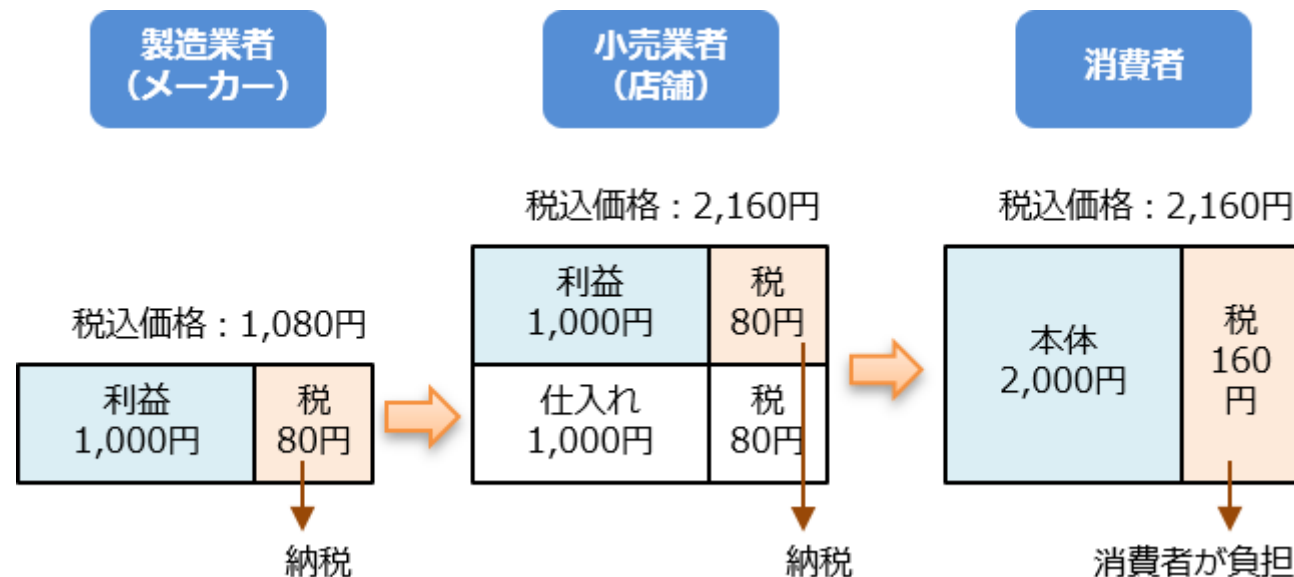
事業者（個人事業者や法人）は物やサービスなどを販売したときに、販売金額に消費税を上乗せした金額を消費者からもらいます。

消費税の納税の仕組み

事業者も仕入れる（物を買う）ときは、消費者と同様に消費税を支払います。

納付する消費税は、簡単には、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引くことで計算されます。支払った消費税とは、仕入や経費などにかかった消費税のことです。

物やサービスなどが消費者に購入されるまでには、多くの事業者が関わっています。全ての事業者がこの計算方法により計算した消費税を納めることで、納める消費税の合計は消費者が支払った消費税の額と一致する仕組みになっているのです。



消費税（国税）と地方消費税（地方税）

一般的にいわれている「消費税」は、
国税である「消費税」と地方税である「地方消費税」を合算したものです。
それぞれ、税率は次のようになっています。

	税率		
	国税	地方税	合計
軽減税率	6.24%	1.76%	8%
標準税率	7.8%	2.2%	10%

消費者は、この違いを気にする必要はなく、合計を支払います。

事業者は、納付する際に、国税と地方税をいったん別々に計算して消費税の申告書を作成しますが、納付は同時に行います。

消費税に関するQ&A

Q. 消費税を払いたくないので、お店に負けてもらうことはできますか？

A. 消費をすると必ず消費税が発生しますので、お店に負けてもらうことはできません。仮に、負けてもらった場合、それは、元の税抜き金額を負けてもらったことを意味しています。

例) 110円（10%税込）の商品で、10円分を負けてもらい、100円を払った場合
⇒実際には、91円（税抜）+消費税9円を払ったことになります。

Q. 消費税がかからないものもあるのですか？

A. 消費税という税の性格になじまないものや社会政策的配慮から「消費税がかからないもの」があります（非課税）。土地の取引や、利子、学校教育などです。

他に、消費税の対象ではないものもあります（不課税）。給与、補助金などです。

また、国内で消費されない取引、例えば輸出商品や免税店で外国人が購入する商品は「免税」となり、消費税が免除されます。

作成日：2021年9月2日
制作：エフアタ株式会社 ZEIMO編集部

参考記事：<https://zeimo.jp/article/18414>